

セキュリティトークン取引参加者規程施行規則

第1条 目的

- 1 この規則は、セキュリティトークン取引参加者規程（以下「規程」という。）に基づき、当社が定める事項について規定する。

第2条 取引参加資格の取得申請

- 1 規程第3条第1項の取引参加資格の取得申請は、取引参加資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引参加資格取得申請書（様式-1）ならびに付属書類を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号（英文の商号を含む。）
- (2) 本店その他の営業所の所在地
- (3) 代表者に係る情報
- (4) 申請する取引参加者資格の区分
- (5) 取引参加資格の取得申請理由
- (6) 取引口座開設日（サポーターを除く。）
- (7) 資本金の額（サポーターを除く。）
- (8) 純財産額（サポーターを除く。）
- (9) 自己資本規制比率（サポーターを除く）

ただし、当該取得申請者がスタンダード（A）、スタンダード（B）及びクオサイの資格を申請する場合で、かつ当社の株式 PTS 取引口座を開設していない場合は、口座開設ならびに取引参加資格の取得申請を、次の各号に掲げる事項を記載した所定の ODX 口座開設兼取引参加資格取得申請書（様式-1a）ならびに付属書類を当社に提出して行うものとする。

- イ 商号（英文の商号を含む。）
- ロ 本店その他の営業所の所在地
- ハ 代表者に係る情報
- ニ 実質的支配者に係る情報
- ホ 代表者印
- ヘ 取引印
- ト 申請する取引参加者資格の区分
- チ 取引参加資格の取得申請理由
- リ 取引担当者の選任に係る情報
- ヌ 資本金の額（サポーターを除く。）

ル 純財産額（サポーターを除く。）

ヲ 自己資本規制比率（サポーターを除く）

2 前項の取引参加資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) クオサイ取引参加資格の取得申請者にあつては、清算決済受託契約を締結することについて承諾しているスタンダード（A）取引参加者の当該承諾を証する書面。
- (2) サポーター取引参加資格の取得申請者にあつては、原則として次のイ〜カに掲げる書類を添付するものとする。ただし、ブロックチェーン・プラットフォームの運営形態がコンソーシアム等の分散型である場合にあつては、資格取得申請者が当社と協議の上、各書類が意味する内容を実質的に記載した書類にて代替できるものとする。

イ 定款

ロ ブロックチェーン・プラットフォーム運営業務に係る規程類（権利移転処理に係る業務規程又は事務処理要領等）

ハ ガバナンス機能を概説した資料

ニ 権利移転処理を委託する者との契約関係の概要を説明した資料

ホ 申請直前事業年度の事業報告書

ヘ 前ホに規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書

ト 規程第3条第4項第3号に定める一般社団法人日本STO協会の定めるガイドラインに準拠していることを確認できる書面

チ 前トに規定する書面を取得した日以降、申請日までに実施されたブロックチェーン・プラットフォームに係るシステムのアップデートの概要を記した書面

リ 申請日時点における移転記録を処理に係る処理能力、処理速度、稼働時間、耐障害性等を記した書面

ヌ 申請日前1年間の障害件数と業務への影響度を記した書面

ル 申請日時点で直近の第三者評価機関によるセキュリティ監査報告書

ヲ サポート体制の概要を記した資料

ワ システム運用体制図及び障害発生時の連絡フロー

カ 当社所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

第3条 取引参加資格取得の審査

1 規程第3条第4項に定めるスタンダード（A）の取引参加資格取得の審査は、次の各号の掲げる事項その他公益又は投資者保護のために必要と認める事項について行うものとする。

- (1) 当社のSTARTの運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、STARTの社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営態勢にあること。

- (2) 資本金の額が 3 億円以上であること。
 - (3) 純財産額（金融商品取引業等に関する内閣府令第 14 条に準じて計算された額。以下、同じ。）が 100 億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。
 - (4) 自己資本規制比率（金融商品取引法第 46 条の 6 の定めによる。以下、同じ。）が 200%以上あること。
 - (5) **START** における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当社の業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
 - (6) 事業の継続性が見込まれること。
- 2 規程第 3 条第 4 項に定めるスタンダード（B）の取引参加資格取得の審査は、次の各号の掲げる事項その他公益又は投資者保護のために必要と認める事項について行うものとする。
- (1) 当社の **START** の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、**START** の社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営態勢にあること。
 - (2) 資本金の額が 3 億円以上であること。
 - (3) 純財産額が 10 億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。
 - (4) 自己資本規制比率が 200%以上あること。
 - (5) **START** における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当社の業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
 - (6) 事業の継続性が見込まれること。
- 3 規程第 3 条第 4 項に定めるクオサイの取引参加資格取得の審査は、次の各号の掲げる事項その他公益又は投資者保護のために必要と認める事項について行うものとする。
- (1) 当社の **START** の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、**START** の社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営態勢にあること。
 - (2) 資本金の額が 5 千万円以上であること。
 - (3) 純財産額が 1 億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。
 - (4) 自己資本規制比率が 180%以上あること。
 - (5) **START** における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当社の業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
 - (6) 事業の継続性が見込まれること。
- 4 規程第 3 条第 4 項に定めるサポーターの取引参加資格取得の審査は、次の各号の掲げる事項その他公益又は投資者保護のために必要と認める事項について行うものとする。

- (1) 当社の **START** の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、**START** の社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な運営態勢にあること。
- (2) 運営するブロックチェーン・プラットフォームが一般社団法人日本 **STO** 協会の定める「電子記録移転権利等の発行市場を担う基幹システムのガイドライン」に準拠しているとして同協会から認定を受けた以降、ガイドラインに定める主要な要素を継続的に維持していること。
- (3) 運営するブロックチェーン・プラットフォーム・システムの管理権限が、レベル・セキュリティ・ポリシー等の設定により、業務に沿った適切な権限付与が可能となっており、ガバナンス機能が有効に機能していること。
- (4) 事業を継続するに足る十分な財務基盤を有していること。
- (5) 運営するブロックチェーン・プラットフォームに参加する者との間で、標準化された業務処理の実施を行える契約関係を有している、又は有することができる態勢にあること。
- (6) 運営するブロックチェーン・プラットフォームが、次のイ及びロを満たす蓋然性が高いと認められること。ただし、ブロックチェーン・プラットフォーム上のノードの障害は、本稼働率の計算からは除外するものとする。

イ 月間稼働率 $\{ (\text{月間稼働総時間} - \text{月間累計障害時間}) / \text{月間総稼働時間} \} \times 100$ が 99%以上となること。なお、障害時間とは当該ブロックチェーン・プラットフォームにおいて適切に記録・移転が実行できない状態にある時間をいうものとする。

ロ 目標復旧時間（**RTO : Recovery Time Objective**）が、原則として 24 時間以内となること。

第4条 取引参加者契約書

- 1 規程第 5 条に定める取引参加者契約は様式 - 2 又は様式 - 2 - 2 による。

第5条 取引担当者及びリエゾン・オフィサーの届出

- 1 **START** における取引参加資格を取得しようとする者（サポーター資格申請者以外に限る）の規程第 3 条第 3 項に定める取引担当者及び同第 6 条第 1 項に定めるリエゾン・オフィサーの届出は、（様式-3）による。ただし、当該取得申請者が当社の株式 **PTS** 取引口座を開設していない場合は取引担当者の届出は（様式-1a）により、リエゾン・オフィサーの届出は（様式-3a）により行うものとする。
- 2 サポーター資格申請者の規程第 6 条第 1 項に定めるリエゾン・オフィサーの届出は、（様式-3-2）による。

第6条 取引参加料金等

- 1 規程第7条に定める取引参加者が納入すべき料金等は、別表－1による。

第7条 届出事項

- 1 規程第8条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の届出書（様式－4）に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

第8条 報告事項

- 1 規程第9条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書（様式－5）に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。ただし、ブロックチェーン・プラットフォームの運営形態がコンソーシアム等の分散型である場合にあっては、各号が意味するところと実質的に同義である内容にて報告するものとする。
 - (1) 商号又は名称に変更があった場合。
 - (2) 資本金の額に変更があった場合。
 - (3) 代表者に変更があった場合。
 - (4) 業務を休止し、又は再開した場合。
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知った場合。
 - (6) 支払不能となった、又は支払不能となる恐れがある場合。
 - (7) 取引参加資格がスタンダード（A）、スタンダード（B）及びクオサイの者にあつては、純財産額が第3条各項第3号に定める額を下回った場合。
 - (8) 取引参加資格がスタンダード（A）、スタンダード（B）及びクオサイの者にあつては、自己資本規制比率が140%を下回った場合。
 - (9) 商号変更以外の定款変更が行われた場合。
 - (10) 事業年度末日の変更が行われた場合。
 - (11) 総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知った場合。
 - (12) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けた場合、又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われた場合。
 - (13) 法令の規定する検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けた場合、又は法令に規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告した場合（サポーターを除く）。
 - (14) 法令違反に係る刑事事件について、公訴を提起された場合、又は判決等があった場

合（上訴の場合を含む。）。

- (15) **START** におけるセキュリティトークンの売買に関し法令に違反する行為又は当社の業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知った場合。
- (16) 役員が金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イ〜リまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知った場合。
- (17) 主要株主（金融商品取引法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。以下、同じ。）が金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。
- (18) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が 3 億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があった場合（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が 3 億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結した場合。
- (19) 本店所在地を変更した場合。
- (20) **START** におけるセキュリティトークンの売買及び決済に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知った場合。
- (21) 新たに特定主要株主に該当した者があったこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があったことを知った場合。

第9条 受託可能銘柄およびソフトリミットの申請

- 1 規程第 10 条第 6 項の受託可能な銘柄について、取引参加者は、その顧客への周知とともに、当社の定める「アローリスト申請書」により当社に対しても顧客からの受託を開始する前に通知を行うものとする。なお、受託可能な銘柄を変更する場合も同様とする。
- 2 取引参加者は、取引参加者の自己の計算によるセキュリティトークンの売買取引においても前項による通知が適用されることに同意する。
- 3 取引参加者は、規程第 10 条第 7 項の規定により市場区分ごとの注文数量制限及び注文の金額の制限を当社に求める場合には、当社に対し当社の定める「ソフトリミット申請書」を提出するものとする。

第10条 取引参加資格の廃止申請

- 1 規程第 12 条の取引参加資格の廃止申請は、取引参加資格の廃止申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引参加資格廃止申請書（様式ー6）を当社に提出して行うものとする。
 - (1) 商号（英文の商号を含む。）
 - (2) 本店の所在地

- (3) 代表者名
- (4) 取引参加資格の廃止申請理由
- 2 前項の取引参加資格廃止申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 廃止申請対象の取引参加資格がスタンダード (A)、スタンダード (B) 又はクオオサイの場合 次に掲げる書類
 - イ 取引参加資格の廃止申請に係る取締役会議事録の写し又はこれに準ずる記録の写し
 - ロ 取引参加資格の廃止に係る日程表
 - ハ 取引参加資格の廃止に伴う顧客の取扱いについての資料
 - ニ セキュリティトークンの売買又はセキュリティトークンの清算決済の取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの引継ぎその他の当社が **START** の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面
 - ホ その他当社が必要と認める書類
 - (2) 廃止申請対象の取引参加資格がサポーターの場合 次に掲げる書類
 - イ 取引参加資格の廃止申請に係る取締役会議事録の写し又はこれに準ずる記録の写し
 - ロ 取引参加資格の廃止に係る日程表
 - ハ 取引参加資格の廃止に伴うブロックチェーン・プラットフォームの取扱い並びにセキュリティトークンの投資者、発行者等及びその他当該取引資格の廃止により影響を受ける者の保護を確保するための措置についての資料
 - ニ その他当社が必要と認める書類

附則

- 1 主管は取引管理部、コンプライアンス部及び市場企画部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。
- 3 2023 年 11 月 1 日に改訂し、2023 年 11 月 1 日から施行する。
- 4 2023 年 12 月 18 日に改訂し、2023 年 12 月 18 日から施行する。
- 5 2024 年 2 月 20 日に改訂し、2024 年 2 月 20 日から施行する。
- 6 2024 年 5 月 27 日に改訂し、2024 年 5 月 27 日から施行する。
- 7 2024 年 10 月 31 日に改訂し、2024 年 10 月 31 日から施行する。
- 8 2024 年 11 月 7 日に改訂し、2024 年 12 月 1 日から施行する。
- 9 2025 年 1 月 31 日に改訂し、2025 年 1 月 31 日から施行する。

(別表－1) 取引参加者が納入すべき料金

取引参加者が納入すべき料金

1. 売買取引関係

大項目	項目	料金	備考
取引手数料	取引参加者基本料	600,000 円／月	株式 PTS 取引参加者については、50%割引
	取引料率	(売買代金) × 40bps	DLP の流動性提供注文については、50%割引
相場情報利用料	外部配信基本料 (一次配信)	500,000 円／月	取引参加者については、取引参加基本料に含む
	外部配信基本料 (二次配信)	300,000 円／月	
	リアルタイム端末	1,000 円／台・ID	
清算・決済手数料		(売買代金) × 2bps	

2. システム関係

システム利用料	初期費用	月額料金	備考
Trading GUI 基本利用料	3,000,000 円	100,000 円	・原則、取引参加者はテスト用は免除 ・UAT のみの利用（本番につながらない）の場合は要問合せ
Trading GUI ユーザー		30,000 円 ／ユーザー	・各 DLP について、2 ユーザーまで無料 ・UAT については、2 ユーザーまで無料、3 ユーザー目以降は 50%割引 ・UAT は上限 10 ユーザー

FIX		30,000 円 ／セッション	・ 50msg/sec ・ 各 DLP について、2 ユーザーまで無料 ・ UAT については、2 セッションまで無料、3 セッション目以降は 50%割引
ITCH		40,000 円 ／ペア	UAT については、1 ペア無料、2 ペア目以降は 50%割引
Drop Copy		30,000 円 ／セッション	UAT については、2 セッションまで無料、3 セッション目以降は 50%割引
銘柄情報ファイル（有償）		100,000 円	

3. ネットワーク関係

ネットワーク接続料	初期費用	月額料金	備考
Direct Connect 1Gbps （顧客 AWS アカウント）	100,000 円	40,000 円	
Direct Connect 100Mbps 以下 （顧客 AWS アカウント）	100,000 円	20,000 円	
Direct Connect 1Gbps （ODX AWS アカウント）	100,000 円	50,000 円	
Direct Connect 100Mbps 以下 （ODX AWS アカウント）	100,000 円	30,000 円	
Transit Gateway Peering	100,000 円	40,000 円	
Extranet 10Mbps 超 ~ 100Mbps 以下	100,000 円	50,000 円	冗長構成（2 回線）の 価格
Extranet 10Mbps 以下	100,000 円	30,000 円	冗長構成（2 回線）の 価格
Site to Site VPN	100,000 円	50,000 円	
PrivateLink (TradingGUI, SFTP)	100,000 円	40,000 円	
PrivateLink (FIX, ITCH, DropCopy)	100,000 円	50,000 円	

(様式ー1) 取引参加資格取得申請書

取引参加資格取得申請書

20〇〇年〇〇月〇〇日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

所在地

商号

代表者名

印

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 3 条第 1 項に基づき、貴社が開設するセキュリティトークン市場（**START**）における取引参加資格の取得を以下のとおり申請致します。

1. 商号（英文商号）	
2. 本店その他の営業所の所在地	
3. 代表者の役職氏名	
4. 申請取引参加者資格*1	
5. 取引参加資格の取得申請の理由	
6. 取引口座開設日（予定日）	20〇〇年〇〇月〇〇日
7. 申請直前事業年度末の資本金の額	***,*** 千円（20〇〇年〇〇月〇〇日時点）
8. 申請直前事業年度末の純財産額（金融商品取引業等に関する内閣府令第 14 条に準じて計算された額）	***,*** 千円（20〇〇年〇〇月〇〇日時点）
9. 申請日の前営業日の自己資本規制比率（金融商品取引法第 46 条の 6 の定めによる）	***. * %（20〇〇年〇〇月〇〇日時点）

*1：スタンダード（A）、スタンダード（B）、クオサイ、サポーターから選択してください。

*2：項番 6～9 については、サポーターは記載不要です。

*3：セキュリティトークン取引参加者規程施行規則第 2 条第 2 項に定める書類を添付してください。

(様式－1a) ODX 口座開設兼取引参加資格取得申請書

ODX 口座開設兼取引参加資格取得申請書

20〇〇年〇〇月〇〇日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

所在地
商号
代表者名

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 3 条第 1 項に基づき、貴社における取引口座の開設ならびに貴社が開設するセキュリティトークン市場（START）における取引参加資格の取得を以下のとおり申請致します。

イ 商号（英文商号）	
ロ 本店その他の営業所の所在地	
ハ 代表者の役職氏名	
ニ 実質的支配者について	別紙「実質的支配者について」をご参照のうえ、「実質的支配者申告書」にご記入ください
ホ 代表者印 （注 1）	へ 取引印
ト 申請取引参加者資格 （注 2）	
チ 取引参加資格の取得申請の理由	

リ 取引担当者 ^(注3)	氏名	
	住所	〒
	生年月日	19〇〇年〇〇月〇〇日
	部署/役職名	
	電話	
	E-Mail	
ヌ 申請直前事業年度末の資本金の額 ^(注4)	***,*** 千円 (2000年00月00日時点)	
ル 申請直前事業年度末の純財産額 (金融商品取引業等に関する内閣府令第 14 条に準じて計算された額) ^(注4)	***,*** 千円 (2000年00月00日時点)	
ヲ 申請日の前営業日の自己資本規制比率 (金融商品取引法第 46 条の 6 の定めによる) ^(注4)	***. * % (2000年00月00日時点)	

(注1) 口座開設のお申込みは代表者印 (実印) によるものとし、契約の変更、解除、弊社の指定する重要事項のお届け等には同印章を用いることとします

(注2) スタンダード (A)、スタンダード (B)、クオサイ、サポーターから選択してください

(注3) こちらの方を犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する貴社の特定取引等の任に当たる取引担当者として選任いただきます

(注4) 項番ヌ〜ヲについては、サポーター資格を申請する場合には記載不要です

- セキュリティトークン取引参加者規程施行規則第 2 条第 2 項に定める書類を添付してください

(様式-2) 取引参加者契約書 (スタンダード、クオサイ用)

START 取引参加者契約書

20〇〇年〇〇月〇〇日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

所在地

商号

代表者名

印

当社は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が開設するセキュリティトークン取引市場 (START) の取引参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある **START** に関する諸規定・諸規則及び取引の信義則を遵守すること。
2. 規程・規則に基づいて貴社が行う、取引参加資格の取消し、セキュリティトークンの売買 (セキュリティトークン清算決済の取次ぎによるものを除く。) 若しくはセキュリティトークンの清算決済の取次ぎの委託の停止又は制限等の措置に従うこと。
3. 当社が取引参加資格を廃止する場合は、その廃止について当社が一切の責任を負い、貴社、他の取引参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当社と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

(様式-2-2) 取引参加者契約書 (サポーター用)

START 取引参加者契約書

20〇〇年〇〇月〇〇日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

所在地

商号

代表者名

印

当社は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が開設するセキュリティトークン取引市場 (START) の取引参加者 (サポーター) として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある START に関する諸規定・諸規則及び取引の信義則を遵守すること。
2. START における円滑な決済履行のために、セキュリティトークンの移転記録を行うネットワーク及び移転記録をサポートする機能 (「ブロックチェーン・プラットフォーム」) の安定的な提供について、善良な管理者として最善の努力を行うこと。
3. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
4. 当社と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

(様式-3) 取引担当者およびリエゾン・オフィサー届出書

取引担当者およびリエゾン・オフィサー届出書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

取引参加者名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 3 条第 3 項に定めるセキュリティトークン取引に係る取引担当者および第 6 条第 1 項に定めるリエゾン・オフィサーの届出を以下のとおり行います。

【セキュリティトークン取引に係る取引担当者】

1. 氏名	
2. 役職	
3. 電話番号	
4. メール	
5. 株式 PTS 取引担当者による兼任	有 無 (適宜削除のこと)

(既に株式 PTS 取引担当者として本人確認書類を提出済でない場合、別紙：「本人確認書類ご提出のお願い」に記載の書類の提出をお願いします)

【リエゾン・オフィサー】

1. 氏名	
2. 役職	
3. 電話番号	
4. メール	
5. 取引担当者との兼任	兼任有 (ST 取引担当者 株式 PTS 取引担当者) 兼任無 (適宜削除のこと)

以上

(様式-3a) リエゾン・オフィサー届出書

リエゾン・オフィサー届出書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

取引参加者名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 6 条第 1 項に定めるリエゾン・オフィサーの届出を以下のとおり行います。

【リエゾン・オフィサー】

1. 氏名	
2. 役職	
3. 電話番号	
4. メール	
5. 取引担当者との兼任	兼任有 (ST 取引担当者 株式 PTS 取引担当者) 兼任無 (適宜削除のこと)

以上

(様式-3-2) リエゾン・オフィサー届出書 (サポーター用)

リエゾン・オフィサー届出書 (サポーター用)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

取引参加者名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 6 条第 1 項に定めるリエゾン・オフィサーの届出を以下のとおり行います。

1. 氏名	
2. 役職	
3. 電話番号	
4. メール	

以上

(様式-4) セキュリティトークン取引参加者規程第 8 条に係る届出書

セキュリティトークン取引参加者規程第 8 条に係る届出書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

取引参加者名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

リエゾン・オフィサーの役職氏名 ○○○○○

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 8 条第 1 項に定める届出を以下のとおり行います。

1. 該当事象 ^{*1}	
2. 事象の概要 ^{*2}	
3. 発生日／決定日	

*1：セキュリティトークン取引参加者規程第 8 条第 1 項に定めるいずれの事象に該当するかを記載してください。

*2：事象の概要をできるだけ具体的に記載してください。なお、事象の発生／決定を証する資料を添付してください。なお、当社で内容を確認する上で、当社が必要と認めた場合は追加で資料の提出をお願いすることがあります。

以上

(様式-5) セキュリティトークン取引参加者規程第 9 条に係る報告書

セキュリティトークン取引参加者規程第 9 条に係る報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

取引参加者名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

リエゾン・オフィサーの役職氏名 ○○○○○

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 9 条に定める報告を以下のとおり行います。

1. 該当事象 ^{*1}	
2. 事象の概要 ^{*2}	
3. 発生日／決定日	

*1：セキュリティトークン取引参加者規程施行規則第 8 条第 1 項各号に定めるいずれの事象に該当するかを記載してください。

*2：事象の概要をできるだけ具体的に記載してください。なお、事象の発生／決定を証する資料を添付してください。なお、当社で内容を確認する上で、当社が必要と認めた場合は追加で資料の提出をお願いすることがあります。

以上

(様式-6) 取引参加資格廃止申請書

取引参加資格廃止申請書

20〇〇年〇〇月〇〇日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

所在地

商号

代表者名

印

記

セキュリティトークン取引参加者規程第 12 条第 1 項に基づき、貴社が開設するセキュリティトークン市場（**START**）における取引参加資格の廃止を以下のとおり申請致します。

1. 商号（英文商号）	
2. 本店その他の営業所の所在地	
3. 代表者の役職氏名	
4. 廃止申請対象の取引参加者資格 ^{*1}	
5. 取引参加資格の廃止申請の理由	

*1：スタンダード（A）、スタンダード（B）、クオサイ、サポーターから選択してください。

*2：セキュリティトークン取引参加者規程施行規則第 10 条第 2 項に定める書類を添付してください。